

働きながら出産や育児をする皆さんへ

労働者が働きながら出産や育児ができるよう、産前産後休業や育児休業など様々な制度が法律で認められています。

また、実際に制度が利用できるよう、妊娠・出産や育児休業の申出などを理由とする解雇やパートへの身分変更などの不利益な取扱いは、法律で禁止されています。

次のような取扱いを受けてお困りの場合は、長崎労働局雇用均等室にご相談ください。



次世代認定マーク「くるみん」

- 会社に妊娠を報告したら、退職してくれと言われた。
- 妊娠しているので、契約更新はしないとされた。
- つわりがひどく、医師の指示を受けて休んだら、正社員からパートになるよう言われた。
- 切迫流産で休業したところ、勤務できないなら解雇すると言われた。
- 妊娠したので夜勤の免除を申出たら、退職するかパートになるよう言われた。
- 派遣先から、妊娠中に何かあったら困ると勤務を拒まれた。
- 育児休業の申出をしたら、退職してくれと言われた。
- 育児休業後の復帰について、正社員を採用したので戻る場所はないと言われた。

長崎労働局雇用均等室では、妊娠中の労働者の健康管理に関する措置や育児休業制度についてのご相談のほか、事業主の指導や労働者と事業主との間のトラブル解決の援助を行っています。

長崎労働局雇用均等室 (<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)
電話095-801-0050 FAX095-801-0051